

《令和 6 年第 4 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》  
【令和 6 年 1 月 2 8 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
第 71 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 4 号））	<p>1 専決処分理由 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行のために編成した令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 4 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 490 億 2,472 万 4 千円 補正予算額 5,166 万 3 千円 補正後の予算総額 490 億 7,638 万 7 千円</p>
第 72 号議案	令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 5 号）	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの及び見込額の変更に伴うもの、歳出については制度改正その他の事情変更により補正を余儀なくされるもの及び緊急やむを得ないもの等について編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 490 億 7,638 万 7 千円 補正予算額 3 億 9,197 万 2 千円 補正後の予算総額 494 億 6,835 万 9 千円</p>
第 73 号議案	ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日に被保険者証が廃止されるため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 条文から被保険者証に関する文言を削</p>

		<p>る。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から</p>
第 74 号議案	ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 ふじみ野市立スポーツセンター駒林体育館及び上野台体育館に空調設備を設置することに伴い、ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 駒林体育館及び上野台体育館に空調設備を設置することに伴い使用料を改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 7 年 6 月 1 日</p>
第 75 号議案	ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 ふじみ野市立文化施設の東文化施設に屋外イベントスペースを設置することに伴い、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 東文化施設に屋外イベントスペースを設置することに伴う使用料を新たに設定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>
第 76 号議案	ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 ふじみ野市立第 4 東原放課後児童クラブを設置するとともに、ふじみ野市立東台放課後児童クラブを廃止するため、ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 別表の放課後児童クラブ名と位置の欄中にふじみ野市立第 4 東原放課後児童クラブ</p>

		<p>の項を追加するとともに、ふじみ野市立東台放課後児童クラブの項を削除するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
第 77 号議案	ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 都市計画法第 12 条の 5 に基づく国道 254 号バイパスふじみ野地区地区計画の変更に伴い、当該地区計画の実効性を確保するため、条例改正をするものです。</p> <p>2 改正内容 国道 254 号バイパスふじみ野地区地区計画として変更決定された地区整備計画のうち、C 地区の用途制限、敷地面積の最低限度について変更を行います。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 78 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 E-264 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保三丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 6.00～10.09m/69.96m</p> <p>5 供用開始年月 令和 7 年 1 月上旬（予定）</p>
第 79 号議案	ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター及びふじみ野市立旭ふれあいセンターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター及びふじみ野市立旭ふれあいセンターの指定管理者の指定期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治</p>

		<p>法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 公益社団法人人間東部シルバー人材センター</p> <p>3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>
第 80 号議案	ふじみ野市立産業文化センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立産業文化センターの指定管理者の指定期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 毎日興業株式会社</p> <p>3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>
第 81 号議案	ふじみ野市立スポーツセンター等の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立スポーツセンター等の指定管理者の指定期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 アイル・オーエンスグループ</p> <p>3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>
第 82 号議案	ふじみ野市立文化施設の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立文化施設のうち、東文化施</p>

	て	<p>設ホール等の指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 日本環境マネジメント株式会社</p> <p>3 指定期間 令和 6 年 12 月の市が指定する日から令和 10 年 3 月 31 日まで</p>
第 83 号議案	ふじみ野市立大井総合福祉センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立大井総合福祉センターの指定管理者の指定期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 日本環境クリアー株式会社 埼玉西営業所</p> <p>3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>